事務名 都市計画法/特許事業者が行う都市計画事業の認可(都市計画道路事業)

作成部署 都市整備局都市基盤部街路計画課街路認可担当

電話 30-468

《事務処理フロー図》

《事》	务処理フロー図》					
申				標準処理其	明間	計80日
請	申請					<u> </u>
者						
都市基盤部街路計画課	y 3日 ○ — →○ — 形式審査	53日 実質審査	$\rightarrow \bigcirc$ —	0日 —— →○ 央定 手続	14日 — 告示手続	通知 (窓付) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
関係地方公共団体		約50日 ○ # # # # # # # # # # # # # # # # # # #)			

《事務処理フロー図の説明》

《事務処理ノロー図の説明》							
項番	項目	説明					
1	形式審査	都市計画法第60条による申請書と 添付書類がそろい、記載漏れがな いかどうかを審査します。					
2	実質審査	提出された図書について、事業の 公益性及び内容、申請者の資力信 用等を審査します。					
3	関係地方公共 団体の長等の 意見聴取	法59条第5項に基づき意見を聴取します。(必要に応じて第6項に基づく意見聴取も行います。)					
4	決定手続	認可の諾否について都市整備局長 が決定します。					
5	告示手続	法 62 条第 1 項に基づく告示について、事案決定手続を行います。					
6	告示	法 62 条第 1 項に基づき、施行者の 名称、都市計画事業の種類、事業 施行期間等を告示します。					
7	通知	申請者に通知します。					
_							